

## 李華年譜稿

河内 昭 円

文体でいうところの古文は、唐の中葉に李華とその盟友蕭穎士らを先河として興り、独孤及・梁肅・権徳輿・呂温らを経て韓愈・柳宗元の能文家を生み、ここに至って一つの到達点を見た。これら所謂唐代古文家は一時に集团的に輩出したもので、それぞれ師弟あるいは朋友といった強い人間関係を保ちながら、次第にその理論と実践を發展高揚させ、ついに美辭麗句の駢文を排し、達意載道の古文を提唱するに至ったのである。この一連の動きに関して注目すべきは、これらの文人たちが一様に安祿山の乱後の江南の地に生活の場を持っていた事実、あるいはまた仏教に深い関心を抱いていた事実である。ひとり韓愈のみが排仏家として知られるが、この文人政治家として仏教に関心がなかったわけではない。

古文は、韓愈・柳宗元以降若干の浮沈を見せるものの、宋の蘇軾・歐陽脩らに代表される士大夫によって一層完成度が高められ、爾来今世紀の白話文に変わるまで文章の主流として生き続け、唐宋古文家の散文は文章の規範として長く尊重された。したがってこれらの古文を、就中唐代の古文を文体の大変革として顕彰するのは当然としても、これを単なる文体変革論に止めおくのは適當でない。かつて神田喜一郎博士は「梁肅年譜」(東方学会創立二十五周年記念『東方学論集』一九七二年・のち『神田喜一郎全集』第二巻所収)を起草し、唐代古文家を列挙して「これらの諸家は、いづれも単なる文士ではなく、当時新しく起つた学問や思想と深いつながりを持ち、中国学術史上からいっても重要な存在であつた」

と述べ、春秋の学を修める啖助・趙匡・陸淳らの新経学派との関係、および天台教学の復興につとめる荆溪湛然一派との関係究明が、唐代の学問や思想を考えるうえで重要な課題であると指摘された。碩学は不言せず。而して「中国學術史上」の問題とされたが、これら唐代古文家が乱後の社会の大変革の一翼を担う集団であったことはまぎれもない事実であり、これを要するに、中世的社会の脱却、そして近世的社会の用意という観点からこれらの集団の発生を思量する必要があると考える。

本稿は李華の积教碑十一首を読むために用意した備忘のための略年表に手を加えたもので、調査は十分でない。題して「李華年譜稿」という。大方の批正を乞う。

李華、字は遐叔、趙州贊皇（河北省贊皇県）の人である。その本貫について、李華伝の根本資料である独孤及（七二五—七七七）の「趙郡李公中集序」（『文苑英華』七〇二・『唐文粹』九二・『昆陵集』一三）は「趙郡人」とし、梁肅（七五三—七九三）の「為常州独孤使君祭李員外文」（『文苑英華』九八二・『唐文粹』三三下）は「趙郡」とし、これらに依った『旧唐書』一九〇下の本伝もまた「趙郡人」とする。李華自身も「衢州刺史廳壁記」（『文苑英華』八〇〇）を撰して「左補闕趙郡李華。於江州付述」と記し、「揚州功曹蕭穎士文集序」（『文苑英華』七〇一・『唐文粹』九三）などにも「趙郡李華」を名乗る。趙郡は州制に改められて趙州となるが、その州治は河北省趙県にあたる。趙郡の李氏は大姓であるから雅語して「趙郡人」としたものであり、『新唐書』二〇三の本伝がひとり「趙州贊皇人」とするのは、別に資料を得て詳細をつくしたものであるろう。ちなみに『新唐書』は「宗子翰。従子觀。皆有名」として李翰の付伝を立てるが、その李翰の文集の序文を書いた梁肅は「補闕李君前集序」（『文苑英華』七〇三）で「則有左補闕李君。君名翰。趙郡贊皇人」と記す。ただし、世にままた李翰をもって李華の子とするものがあるが、それは宗子を誤読したものである。李翰は『旧唐書』一九〇下では蕭穎士の付伝として見え、「華宗人翰。亦以進士知名。天寶中。寓居陽翟」と記されている。李翰は李華にやや遅れて活躍した

人、梁肅の序文は李華の子であることに触れず、かえって「天宝已還。則李員外・蕭功曹・賈常侍・独孤常州。比肩而出」とあるように、李華に対して客観的である。したがって「宗子」は「宗人」と同じく同族の子に解するのがよい。曾祖は李太沖。『新唐書』に「曾祖李太沖。名冠宗族間。郷人語曰。太沖無兄。太宗時。擢祠部郎中」とあるに依る。父は安邑（山西省運城県）令虚己。独孤及の序文に「公名華。字遐叔。趙郡人。安邑令府君第三子」とあり、『新唐書』七二上宰相世系表趙郡李氏東祖の房に「虚己。安邑令」とあるに依る。ただし同表は太沖―嗣業―虚己と嗣承し、虚己の子に萬・韶・苜の三子を配し、虚己の弟恕己の子に李華を配しており、独孤文と齟齬するところがあるが、今は独孤文に従う。

母は盧氏。范陽（河北省涿県）の盧善觀の女である。李華の「李夫人伝」（『文苑英華』七九六）表題部自注に「華外祖故貴郷丞范陽盧君諱善觀夫人」とあり、本文に「夫人趙郡李氏。諱某字某。号恵日。（略）年十三。婦于貴郷丞范陽盧公善觀。（略）開元元年終。春秋五十。無子有女一人。孝慈明恵。夫人之徳。婦于安邑令趙郡李公。遺孤檢校吏部員外華。不及逮事。感慕罔極。聞於外家。十不存一。哀書大略。敢告史官」とあるに依る。ただし盧氏は継母であつたらしい。後に述べるように、安祿山の謀反勃発時「時継太夫人在鄴」と独孤及の序文は記している。

「李夫人伝」は、夫人が姑の崔氏に善く仕え、長じては一族の幼少を慈愛をもつて抱擁した「孝慈」と、教養にすぐれ威儀を正した「明恵」の婦徳を称賛したものであるが、中に「読論語・詩・書・礼・伝・古史・箴・頌。近世調賦。合於雅者。尺諷之。善鼓琴。幽閑自娛。志普門之教。盼蠻符庇。六姻孤幼。婦夫人者。如不孤焉」とある文が注目される。当時の婦人の教養の範囲が具体的に示されているとともに、趙郡の李氏が仏教を信仰する家系であつたことを伝えているからである。「普門之教」は『法華経』普門品に依拠する観音信仰を意味するものであり、「恵日」という号も夫人の深奥にある仏教思想と無関係ではあるまい。もっとも程度の差はあるにしても、儒教経典の素養を蓄え、一方に深い仏教信仰を持つという当時の婦人の形態は決して特異な存在ではなく、読書人の間ではむしろ一般的であつたといえ

る。

一族の有力者に李華が「叔父」と称する李栖筠があった。李栖筠は賛皇公の称号を有し、安祿山の乱に功績があった人で、世系表では西祖の房に名を連ねている。

開元五年（七一一）

公一歳

公の生年については従前未詳とするのが通例であったが、いまこの年に比定する。蕭穎士（七一一七—七六〇）と同年の生まれである。「寄趙七侍御。自餘干谿行。經弋陽。至上饒。山川幽麗。思与雲卿同遊。邈不可得。因叙疇年之素。寄懷於篇云」詩（『唐文粹』一五下）の「昔日蕭邵遊。四人纔成童」句の自注に「華与趙七侍御驛。故蕭十功曹穎士。故邵十六軫。未冠遊太学。皆苦貧共弊。同年三人登科。相次典校。邵後三人及第也」とあるに依る。

詩は江西の餘干谿・弋陽・上饒を山行する道すがら、かつて友人趙驛字は雲卿とこの地に遊んだ往昔に思いをはせて趙驛に寄せたもので、句意を説明する自注は、公・趙驛・蕭穎士・邵軫の四人は「未冠」の時に太学の学生となり、苦学のすえに公・趙驛・蕭穎士の三人が同時に進士に及第し、邵軫のみ一人遅れて及第したことを記す。句にいう「成童」は『後漢書』六三李固伝に「年始成童。遊学洛陽」とあり、その注に「成童。年十五也。礼記曰。十五成童。舞象」という。その「礼記」は「内則」第十二に「十有三年。学楽誦詩舞勺。成童舞象。学射御」とあり、注に「成童。十五以上」とあるが、『漢書』食貨志第四上に「十五入太学。学先聖礼楽。而朝廷君臣之礼」とある。すなわち句は、昔日公・趙驛・蕭穎士・邵軫の四人は太学に学んだが、時に四人は十五歳になったばかりであったとの意を表わす。

公と蕭穎士が太学に同級生であった事実ここでは重要である。『旧唐書』李華伝が「開元二十三年。進士擢第」と記し、『新唐書』二〇二蕭穎士伝が「開元二十三年。举進士。对策第一」と記し、そして前出「寄趙七侍御」詩の自注に「同年三人登科。相次典校」と記すように、公と蕭穎士がともに開元二十三年（七三五）の進士及第であったことはすでに知

られている。そして公の「揚州功曹蕭穎士文集序」は蕭穎士の経歴を記して「十九進士擢第」と述べる。開元二十三年十九歳で進士及第とあれば逆算して蕭穎士の生年は容易に得られるわけで、同級の公の生年もまた同年であると考えられる。所以である。

生まれた地は詳らかでない。後述するように、安祿山の乱が勃発したとき、京師長安にいた公は母が鄴（河南省磁県）に在るを思い、蜀にある玄宗の行在所に急行するを逡巡したという。母盧氏の在所があるいは生地かと思われるが、他に証するものが見当たらない。

開元十二年（七二四）

公八歳

公はよく長幼の様子をたずね、身だしなみを整え、年長の機嫌を伺い、食事にはいつも長者の終るを待つて食した。公の「与外孫崔氏二孩書」（『唐文粹』九〇）に「吾小時。猶省長幼。毎日兩時櫛盥。起居尊行。三時侍食。飲食訖然後敢食。猶責不如礼」とあるに依る。もとよりこの年に限ることではないが、古礼に諸説あるものの『漢書』芸文志第十に「古者。八歳入小学」とあり、前出同食貨志第四に「八歳入小学。学六甲五方書計之事。始知室家長幼之節」とあり、『白虎通德論』四辟雍に「古者、所以十五入太学何。以為八歳毀齒。始有識知。入学学書計。七八十五陰陽備。故十五成童志明。入太学学経籍」とあるように、幼児を脱して始めて識知を有する八歳は就学年令であり、礼にかなった行動が要求される。なお『白虎通德論』の記事は前述の「成童」を補うに足る。

開元十九年（七三一）

公十五歳

公、この年蕭穎士・趙擘・邵軫等とともに太学に入學した。依拠する所以はすでに述べた。『文献通考』四一学校二に「唐制（略）太学生五百人。以五品以上子孫。職事官五品期親。若三品曾孫。及勲官三品以上有封之子為之」とある。公の曾祖李太沖が太宗の時に祠部郎中に擢んでられたことは先に述べた。祠部郎中は従五品の上の職事官であるので生徒となる資格を得たのである。

開元二十年（七三二）

公十六歳

太学に在り。

開元二十一年（七三三）

公十七歳

太学に在り。

開元二十二年（七三四）

公十八歳

太学に在り。

開元二十三年（七三五）

公十九歳

公、この年蕭穎士・趙擘等とともに進士に及第した。依拠するところはすでに述べた。また独孤及の序文にも「開元二十三年挙進士」とある。徐松の『登科記考』八に拠ればこの年の進士は二十七人、状元は賈至、知貢挙は孫逖であった。

公の代表作の一つである「含元殿賦有序」（『文苑英華』四八・『唐文粹』一）について、『旧唐書』本伝は「華進士時。著含元殿賦万余言。穎士見而賞之。景福之上。靈光之下」と伝え、公が進士及第の節にこれを撰し、蕭穎士をして「景福之上。靈光之下」と絶賛せしめたとする。この逸話は『新唐書』本伝もまた用いるものの「進士時」を単に「初」とし、『旧唐書』にいう「万余言」を記録しない。現に存する同賦は依然長編ではあるが約三千百字であり、万余言の三分の一に満たないのである。あるいは現存の賦は公が後に再治したものであろうか。この賦はその序に、宮殿の賦は後漢の班固・張衡・晋の左思もその体を備えずとし、「後の観る者をして、聖代に頌徳の臣有るを知らしめんと欲す」と序文を締め括る鋭気に溢れた自信の作であるが、独孤及の「中集序」は、「中集」は公の監察御史以降の作を集めたものであるとしたうえで、「主文而譎諫。則言鑿・含元殿賦」としており、この賦を科挙に関わる作とはしていない。やはり逸話は逸話として解すべきであらう。

天宝元年（七四二）

公二十六歳

進士及第後この年に至るまで、公の足跡をたどる文献が見当らない。公が生涯を通じて尊敬してやまなかった元徳秀や蕭穎士を初めとする多くの友人たちと文学を語り合った期間であったかと思うが、具体的な手がかりはない。わずかに公の「楊騎曹集序」（『文苑英華』七〇一）に「（君）挙進士時。刑部侍郎樂安孫公逖。以文章之冠。為考功員外郎。精試群材。君以南陽張茂之・京兆杜鴻漸・琅琊顏真卿・蘭陵蕭穎士・河東柳芳・天水趙驊・頓邱李琚・趙郡李嶸・李欣・南陽張階・常山閻防・范陽張南容・高平郝昂等。連年高第。華亦与焉」とある。これは楊騎曹すなわち楊極の進士及第前後の交遊の範囲を示すものであるが、「連年高第。華亦与焉」とあるように、公の周辺に共通するものであり、同時に公の交遊の範囲を偲はせる。

得意の「甲古戰場文」（『文苑英華』一〇〇〇・『唐文粹』三三下）を書き上げると古書のごとくに見せかけて蕭穎士に読ませ、当代では誰がこれに及ぶかと問いかけたという『新唐書』本伝が記す有名な逸話も、もし事実としてあるならばこの時期であったに違いない。あるいは開元五年の条で述べた「寄趙七侍御」詩は、後年江西の餘干谿・弋陽・上饒を山行する道すがら、かつて友人趙驊とこの地に遊んだ往昔に思いをはせた詩であったが、昔この地に遊んだという経験はこの時代にあった可能性がある。進士及第後に官職を得なかった者が属官の職を求めて地方を歩く例は少なくないからである。しかし、ともかくも公は制科及第を目指していた。

天宝二年（七四三）

公二十七歳

博学宏詞科に挙げられ、南和（河北省南和県）の尉となった。独孤及の序文に「開元二十三年。挙進士。天宝二年。挙博学宏詞。皆為科首。由南和尉。擢秘書省校書郎。八年。歴伊闕尉」とあるに依る。

ただしこの独孤文は難解である。「皆」は進士科・博学宏詞科の二科を指し、「科首」は各科目の首席をいうと考えられるが、「由南和尉。擢秘書省校書郎」は、南和の尉から、秘書省校書郎に抜擢された経歴を明らかにするにしても、進

士及第後に南和の尉となり、博学宏詞科に挙げられたこの年に秘書省校書郎になったとも読める。しかし進士及第後に南和の尉となったとすれば、南和の尉であった期間が長期に過ぎる。一体、進士及第後に県尉に任官する例は多いが、制科擢第を待って官職を得る例も少なくない。進士から制科まで相当年数を要する例も稀ではなく、李華の場合は八年を要したと見る。初の任官をこの年に懸けた所以である。

天宝三年（七四四） 公二十八歳

南和尉の任に在り。

天宝四年（七四五） 公二十九歳

南和尉の任に在り。

天宝五年（七四六） 公三十歳

秘書省校書郎となって典校す。前出独孤文に依るが、文は年次を記してはいない。地方官の任期三年としてここに配した。

天宝六年（七四七） 公三十一歳

秘書省校書郎の任に在り。

天宝七年（七四八） 公三十二歳

秘書省校書郎の任に在り。

「著作郎廳壁記」（『文苑英華』七九九）を撰す。文末に「先是命官之記。不列於齋。以華職忝末班。与聞前志。拜命之辱。敢叙官之守云。時天宝七載二月辛亥記」とあるに依る。公の作品の中で年記を有する最初の文である。

天宝八年（七四九） 公三十三歳

伊闕の尉となり、伊闕（河南省洛陽県南）に赴く。このころ公の文名頗る高く、声望を集めた。前出独孤文が「当斯時。



唐興百三十余年。天下一家。朝廷尚文。夫羿工乎中微。拙於使人無已譽。公才与時并。故不近名而名彰。時輩焜望。如鱗羽之於虬鸞也」と続けていうのに依る。

秘書省校書郎から東都の近県の尉に転ずるということは、官途の順調な歩みを示している。年令も十分に重ねているのでいつ内官の重職に就くかも分からない。そのような立場が人望を高めたともいえる。

天宝九年（七五〇） 公三十四歳

伊闕尉の任に在り。

「河南府參軍壁記」（『文苑英華』八〇四）を撰す。「時天宝九載九月十三日記」と紀年するに依る。

「唐故東光県主神道碑銘并序」（『唐文粹』五五下）を撰す。「少子德位兼盛曰迴。今河南尹兼東都留守上柱国。祿益厚而慕益深。不逮劬勞之報。故也銜涕投簡。而命下吏。敬銘三章。式表幽宅」とあるに依る。

碑文によれば、碑主は太宗第十子紀王の第三女で、聞喜公李測に嫁した人である。聞喜公李測は『新唐書』七〇上宗室世系上蔡王の房に「復州刺史測」があり、その子に「遇」・「迴」・「邁」・「迪」の名が見える。碑はその李迴、すなわち時の上司河南尹兼東都留守上柱国たる李迴の要請を承けて撰したもので、公の伊闕尉時代の作と考えられる。

天宝十年（七五一） 公三十五歳

伊闕尉の任に在り。

「安陽県令廳壁記」（『文苑英華』八〇四）を撰す。「天宝十載記」と紀年するに依る。安陽県は河南省安陽県である。

天宝十一年（七五二） 公三十六歳

監察御史に拜せられ、地方の刺史たちを肅然とさせた。独孤文の先の引用に続いて「十一年。拜監察御史。会権臣竊政柄貪猾当路。公入司方書。出按二千石。持斧所嚮。列郡為肅」とあるに依る。監察御史は御史台に属して正八品の上、内外官僚の善悪を検察する。「権臣」は宰相李林甫を指すと考えられる。

十一月乙卯(十二日)、宰相李林甫逝去。同庚申(十七日)楊国忠右相となる。『新唐書』五、玄宗本紀等に依る。

天宝十二年(七五三)

公三十七歳

監察御史の任に在り。

「元魯山墓碣銘并序」(『唐文粹』六九)を撰す。「維唐天宝十二載九月二十九日。魯山令河南元公。終陸渾草堂。春秋五十九。服名節者。無不痛心。(略)以明月十二日。窆於所居南岡。礼也」とあるに依る。

元魯山すなわち元徳秀は、公や蕭穎士が兄事し、その言行を尊敬してやまなかったこと、周知のとおりである。この文でも「陶陶然脱遺身世。涵泳道德。拔清塵而棲顛氣。中古以降。公無比焉」とその高行を絶賛するが、この問題はともかく、ここでは「刺血画仏像写経。以不貴之身。申罔極之報」と記すところに注目しておきたい。これは親喪にあたって元徳秀が刺血写経した事実を伝えるものである。公を始めとする青年学徒が尊敬し影響を受けたのは、孔門における顔回のごとき元徳秀の姿であったが、ここに顔回の時にはなかった仏教が混在する局面を見るのである。

天宝十三年(七五四)

公三十八歳

監察御史の任に在り。

公、この頃勅命を承けて北辺を巡察す。「奉使朔方贈郭都護」詩(『文苑英華』三〇〇)があるに依る。朔方を巡察したこの時期が官吏として公の最も得意の時代であった。「臥疾舟中相里范二侍御先行贈別序」(『文苑英華』七三四)に「天寶中。奉詔廉軍政。北至朔垂。駐車山陰」とあり、「二孝讚并序」(『文苑英華』七八〇・『唐文粹』二四)にも「華奉使朔陲。欲親往用焉」とあり、また「韓国公張仁愿廟碑銘并序」(『唐文粹』五二)にも「天寶季歲。華奉使朔方。展敬祠下」とあり、後年朔方行を追憶することが多い。

天宝十四年(七五五)

公三十九歳

監察御史の任に在り。

「御史大夫壁記」（『文苑英華』七九八・『唐文粹』七二）を撰す。「天宝十四載六月十五日記」とあるに依る。  
 「御史中丞壁記」（『文苑英華』七九八・『唐文粹』七二）を撰す。「天宝十四載九月十日記」とあるに依る。

楊国忠一派の憎むところとなり、「御史中丞壁記」撰文後に右補闕に転ずる。独孤文が前文に続いて「為姦党所嫉。不容於御史府。除右補闕」と記すに依る。「姦党」は楊国忠一派を指す。独孤文は公の監察業務が厳正で楊国忠一派には不都合であったからであるとするが、右補闕は中書省に所属し、門下省に属する左補闕とともに従七品の上、清選と目されて文人にとっては名譽ある官職であった。

公、この頃、天宝十三年（七五四）に洞曉玄経科に擢第され華陰（陝西省華陰県）尉となった独孤及の文才を絶賛し、及の名を天下に振るわせた。独孤及との交遊はこの時から始まったと思われる。梁肅（七五三―七九三）の「朝散大夫使持節常州諸軍事守常州刺史賜紫金魚袋独孤公行状」（『文苑英華』九七二）に「（独孤及）天宝十三年。応詔至京（略）以洞曉玄経。对策高第。解褐拜華陰尉（略）趙郡李華・扶風蘇源明。並称公為詞宗。由是翰林風動。名振天下」とあるに依る。

「中書政事堂記」（『文苑英華』七九七・『唐文粹』七二）を撰す。年記はないが公が中書省に属した時間に相当に限定されている。ここに懸けた所以である。

十一月、安祿山の謀反が明らかになると、誅守の策を献納したが宦官に留められて上に届かず、ついに報われなかった。独孤文に「禄山之難。方命圯族者。蔽天聰明。勇者不得奮。明者不得謀。公危行正詞。献納以誠。累陳誅兇渠。完封疆之策。闡犬迎吠。故書留不下」とあり、『新唐書』本伝がこれを採って「安祿山反。上誅守之策。皆留不報」と伝えるに依る。

十二月、洛陽陥落。『新唐書』五 玄宗本紀に依る。

至徳元年（七五六） 公四十歳

右補闕の任に在り。

六月、安祿山軍が潼関を破り玄宗が長安を離れると、行在所に急行するよう勧める者があったが、公は母が鄴(河南省磁県)に在るを思い、その安否を気遣い救出を試案して逡巡した。同月、長安が陥落すると、公は賊軍の捕虜となった。独孤文に「時継太夫人在鄴。初潼関敗書聞。或勸公走蜀。詣行在所。公曰。奈方寸何。不若間行安否。然後輩母安輿而逃。謀未果。為盜所獲」とあるに依る。

公、安祿山によって鳳閣舍人に偽署せらる。『新唐書』本伝に「玄宗入蜀。百官解竄。華母在鄴。欲間行輩母以逃。為盜所得。偽署鳳閣舍人」とあるに依る。鳳閣舍人は中書舍人の異名。安祿山が天子を称し百官を任用するにあたって用いた。正五品の上、制誥を執筆する任にあたる重職で、文人にとってもっとも望ましい官職であった。しかし偽官を受けたということは本人にとって名誉なことではない。したがって独孤文はこの事実を記さず、『新唐書』は独孤文に依りながら別の資料を得てこの事実を付け加えたのである。

七月改元。天宝十五年が至徳元年となる。平岡武夫編『唐代の暦』に依る。

至徳二年(七五七) 公四十一歳

九月癸卯(二十八日)唐軍長安を奪回。『新唐書』六 肅宗本紀に依る。

乾元元年(七五八) 公四十二歳

公、偽官を受けた経歴を咎められて杭州(浙江省杭県)司功参軍に貶謫さる。公の「雲母泉詩序」(『唐音統籤』・『全唐詩』一八五三)に、「乾元初。(陳)公貶清江丞。移武陵丞。華貶杭州司功」とあるに依る。また独孤文は「二京既復。坐謫杭州司功参軍。太夫人棄敬養。公自傷悼。以事君故。踐危乱而不能安親。既受汚。非其疾而貽親之憂。及随牒願終養。而遭天不弔。由是銜罔極之痛者三。故雖除喪。抱終身之戚焉。謂志已虧。息陳力之願焉。因屏居江淮間。省躬遺名。誓心自絶」と伝え、母に孝養を尽くすことも果たさぬうちに憂に逢い、弔いもかなわぬままに喪に服し、服喪の期間が過ぎたなお江南に屏居すとする。ただし「江淮間」の三字は『文苑英華』及び『唐文粹』がこれに作り、『毘陵集』は「江南」

に作る。『新唐書』本伝は『毘陵集』の系統を採って「華自傷踐危乱。不能全節。又不能安親。欲終養而母亡。遂屏居江南」と伝える。行政区画上の問題としては江南と江淮に相違するところがあるが、揚子江近辺の地の総称としてとらえるならば同一の地域として考えてさしつかえない。実際、後述するように、杭州左遷後の公の行動は現在の浙江省・江蘇省・安徽省・江西省等を転々とする。

「東都聖善寺無畏三藏碑」(『文苑英華』八六一)を撰す。「開元二十三年十一月七日。右脅累足。涅槃於禪室。享齡九十九。僧臘八十。(略)而乾元之歲。再造天維。大君心証無緣之悲。躬行不匱之孝」とあり、『宋高僧伝』二善無畏伝に「乾元之初。唐風再振。二禪師刻偈。諸信士宮龕」とあるに依る。

善無畏(六三七―七三五)は『虚空藏求聞持法』一卷など密教経典を多く訳出して玄宗朝に重きをなした訳経僧である。この頃、「故左溪大師碑」(『文苑英華』八六一・『唐文粹』六一)を撰す。

天台五祖左溪玄朗(六七三―七五四)の碑文である。この年に懸ける積極的な理由はない。「天寶十三載九月十六日就滅。春秋八十二。僧夏六十一」とあり、玄朗は天寶十三載(七五四)九月に示寂しているが、時に公は右補闕の任に在り、その後の混乱については述べてきた通りである。公はこの頃杭州司功参軍に左遷されたまま杭州(浙江省杭県)にとどまっていたと考えられ、「清弁禅師等。荷擔遺烈。見請斯文」とあるように、付法の弟子清弁の要請を承けて撰文したものである。文には公の玄朗に対する格別の感情移入がなく、荆溪湛然(七一―七八二)についても多くの弟子を列名したあとに「入室弟子。本州開元寺僧行宣・常州妙楽寺僧湛然。見如来性。専左溪之法門」と記すにとどまり、公と湛然とが直接的に関係があった事跡を窺わせる記述はない。公が江南に屏居して早い時期の作と推量してここに排した。しかし公は、この文を契機として天台を中心とする当時の江南仏教を急速に吸収していったものと思われる。

同じ理由で「杭州余杭泉寺故大律師碑」(『文苑英華』八六〇)をここに挙げておく。この碑も制作年次を推定する資料に乏しい作品である。碑主道一(六七九―七五四)は「掌謂天台觀門。往誓深教。吾所帰也」というように天台止観を信

奉し、門人の一人に密教の一行（六七三―七二七）を擁する高僧であるが、先の左溪玄朗と同じ天宝十三年（七五四）二月八日に遷化している。文末に「以華悦曾史之風。尚竺乾之道。追書本行。見託斯文」とあるように、道一没後時を経てのち門人たちの要請を承けて追書したものである。

乾元二年（七五九）

公四十三歳

杭州に在り。母の喪に服して屏居す。前掲独孤文に依る。

「祭劉評事兄文」（『文苑英華』九八〇）を撰す。「維乾元二年歲次己亥六月乙未朔三日丁酉。趙郡李華。祭於劉三兄之靈」とあるに依る。

劉三は大学者劉知幾の長子劉昺である。劉知幾の第五子劉迅とともに『新唐書』一三二・『旧唐書』一〇二の劉知幾伝に付伝がある。劉迅は公が「三賢論」（『文苑英華』七四四・『唐文粹』三八）で三賢の一人とし、「余兄事元魯山。而友劉蕭二功曹」と記すように蕭穎士と並んで友とした人物である。「兄」とするのは劉迅を「友」とするのに対する。またこの祭文でも「浙東幕庭。喪此一賢」と記し、後に示す劉知幾の第四子劉秩のための「祭劉左丞文」があるように、公と劉兄弟とは特段の関係にあったようである。さらに文中「華江浜憔悴。風濕所侵。疾不果問。喪不果臨」とあり、自らも病のために見舞うことができず、喪中にあるために遺骸に接することのできない無念を述べているが、これによってこの時公がすでに病魔に侵されていることを知る。また「兄性与道合。棲心福庭。故於是奠。不列葷腥。願垂惠照。以濟幽靈。值仏開法。長為弟兄」と記す文は、劉昺が公とともに仏教の信仰者であった事実を示していて興味深い。

上元元年（七六〇）

公四十四歳

この年四月に改元。それまでは乾元三年である。

公、杭州に在り。服喪の期間が明けてからも江南に屏居す。前出独孤文「故雖除喪。抱終身之戚焉。謂志已虧。息陳力之願焉。因屏居江淮間。省躬遺名。誓心自絶」に依る。

この年二月十日、盟友蕭穎士卒す。享年四十四歳であった。公、「祭亡友揚州功曹蕭公文」（『文苑英華』九八〇・『唐文粹』三三下）を撰して痛恨の哀を致す。祭文に「維乾元三年二月十日。孤子趙郡李華。以清酌之奠。敬祭於亡友故揚州功曹蘭陵蕭公之靈」とあるに依る。

乾元三年二月十日に蕭穎士が卒した事実は、一つの重要な問題を提起する。従前來蕭穎士の生卒年は（七一七―七六八）と表記するを通例としてきたが、これが基づく根拠は明白である。蕭穎士が開元二十三年（七三五）十九歳で進士に及第し、そこから逆算して得られる生年が開元五年（七一七）であることはすでに開元五年の条で述べた。一方『新唐書』二〇二蕭穎士伝は「後客死汝南逆旅。年五十二」と伝える。開元五年（七一七）から起算して得られる五十二歳は大暦三年（七六八）卒となるわけである。『新唐書』が「年五十二」とした根拠は明らかでないが、公のこの祭文によって蕭穎士伝を正し、その卒年を改めることができる。すなわちその生卒年は（七一七―七六〇）としなければならない。

乱を避けて江南に移住していた独孤及が、江淮都統李峘に辟召されて幕府の書記となった。公との交遊が再会されていたと考えられる。梁肅の前掲「独孤公行状」に「及函洛寇擾。公違難于江南。上元初。授左金吾兵曹。掌都統江淮節度書記」とあり、『新唐書』一六二独孤及伝に「辟江淮都統李峘府。掌書記」とあるに依る。

上元二年（七六一） 公四十五歳

左補闕を授けられ、尚書司封員外郎を加えられて頻りに招聘された。朝廷は文人として厚く処遇する意志を持っていたが、公は偽官を受けた罪を恥じ、病気を理由に休暇をとって、ついに上京せず。独孤文に「無何。詔復授左補闕。又加尚書司封員外郎。璽書連徵。公卿以下。傾首延佇。至止之日。將以司言処公。公曰。焉有墜節奪志者。可以荷君之寵乎。遂称病請告」とあるに依る。また公の「雲母泉詩序」には前掲引用に続いて「恩復左補闕。上元中。俱奉詔徵。（陳）公自清江至武陵。道路多虞。制書不至。華泝江而西。次於岳陽。江山延望。日夕相顧属。思与高賢共。飲雲母之泉。躬耕墨山之下。敢違朝命。以徇私欲」とある。これに依れば公はこの年徵召に応じて一旦杭州を離れ、長江を遡って岳陽

（湖南省湘陰県）にまで足を進めている。官に就くことはここで思い止まったのである。司封員外郎は従六品の上、大乱以前の右補闕よりも品階を上げた官を加えられたわけで、乱後に罪に問われた者としては比較的早い時期の赦免である。上元元年四月の改元に伴う恩赦（『新唐書』六肅宗本紀同年四月己卯の条）のほか、この文人の遺文からは宗室宰相の李峴をはじめ房瑫・崔円・顔真卿・叔父李栖筠などの有力者がその庇護者であったことが窺われ、それらの支援もあっての再起用と考えられる。公は官を固辞したわけでないから、官位は与えられている。

「三賢論」（『文苑英華』七四四・『唐文粹』三八）を撰す。

この文をここに懸ける根拠はない。公がいう三賢とは「余兄事元魯山。而劉蕭二功曹。此三賢者。可謂之達矣」とあるように、元徳秀・劉迅・蕭穎士の三者を指している。この文は公の思想や思想に裏付けられた交遊関係を知るうえで重要な意味を持つ文であるが、確定的な制作年代は不明である。ただ文は先に蕭穎士を失い、しかして尊敬する三賢すべてがこの世にない孤独を吐露しており、蕭穎士没後日の浅い時の作と思われる。一応ここに排した所以である。

宝応元年（七六一）

公四十六歳

この年四月改元。肅宗崩御にともない代宗即位（『新唐書』六代宗本紀）。

「臥疾舟中相里范二侍御先行贈別序」（『文苑英華』七三四）を撰す。同序に「先時為伊闕尉。忝相公尚書約子孫之契。不幸孤負所知。虧頓受汗。流落江湖。於今六年。大明升於陽谷。幽蟄附於光輝。元惡掃除。太階如砥。天下衣冠。謂華為相府故人。促華赴職。稽首震惶。恨無毛羽」とあるに依る。

「相公尚書」・「相府」は李峴を指すであろう。この文は朝廷に召されて侍御史相里公造・監察御史范公倫が京師に赴くのを送った文で、文中「華也潦倒竜鍾。百疾叢体」・「既衰病矣。与廢疾病同」・「病夫李華序」など疾病を記すことが多い。道義上もさることながら、公が赴任を断念した理由は真実病気のためであったと考えられる。また「華病不能拜。拳拳扣額。敬承先生。況服勤西方之教。久斉生死之域」・「其内者。則大師微旨。幸遊其藩。甘露灌注於心源。宝月照明



於眼界。無得之分。可與進矣」とあるように、仏教への傾斜が一段と進んでいることが注目される。ここにいう「大師」が具体的に誰を指すかは明らかでない。しかし恐らくは「西方之教」と浄土教をいう点、「幸遊其藩」と浙江の地を明かす点からして、それは荆溪湛然を指すであろう。あたかも天台智顛偽撰『浄土十疑論』が姿を現わす社会的背景があり、乾元元年公が杭州（浙江省杭県）司功参军に貶謫された事実が想起されなければならない。あるいはまた天台学史上、湛然の『止観大意』（大正新脩大藏経『四六〇』冒頭に「因員外李華欲知止観大意。略撮綱要」とあるところからこの書が公の要請を受けて書かれたものとされるが、もしそうであるならば、それは公が杭州に在り、なおかつ尚書司封員外郎であった時期のことであったと考えられる。

「無疆頌八首并序」（『文苑英華』七七四・『唐文粹』一九上）を撰す。その序に「況臣自曾祖至臣。備国家職員。臣又逮事玄宗・肃宗。今以余年。獲事陛下。官歴御史・補闕・尚書郎。命薄多病。不獲奔闕庭。恐先朝露。同於泥塵。若無歌詩頌德。曾蛮夷不若也」とあるに依る。

この頌は高祖より始まり八代今上代宗までの君徳を賛嘆し、処遇に対する謝意をこめて上聞したものである。「祭劉左丞文」（『文苑英華』九八〇）を撰す。「維年月日。左補闕趙郡李華。謹奉清酌微奠。祭於国子祭酒劉十六兄之靈」とあるに依る。

劉十六が劉知幾の第四子劉秩であることはすでに述べた。劉知幾伝に付伝がある。この祭文をこの年の作とする証拠、したがってまた劉秩の卒年をこの年と定める証拠はない。公が「左補闕趙郡李華」と名乗るに相応した年としてここに懸けたものである。

公の作と目されているものに「故翰林学士李君墓誌并序」がある。李白（七〇一―七六二）の墓誌である。四部叢刊所収『李太白詩』巻首にこれを収載し、『全唐文』三二一がこれを採録する。文に年記はないが、公の作とすれば李白の卒年からしてこの年に排してよい。ただ、『李太白詩』巻首収載文には「殿中侍御史李華撰」とある。李白が卒したこの年、

公の官職は左補闕・司封員外郎にあり、「殿中侍御史」ではなかった。公の経歴を見てみると、後にも述べるように『旧唐書』本伝に「(公)累転侍御史・礼部・吏部二員外郎」とあり、公の職歴に侍御史を加えるが、独孤文並びに『新唐書』本伝からは監察御史があつて殿中侍御史はない。「李華」という姓名は本稿文末でも述べるように必ずしも特異ではなく、むしろ一般的であつて、この墓誌を公の作とするには少しく疑問が残る。

広徳元年(七六三)

公四十七歳

この年七月壬子(十一日)改元。それまでは宝応二年である。『唐代の暦』に依る。

「臨湍県令廳壁記」(『文苑英華』八〇四)を撰す。「宝応二年七月甲辰。左補闕李華記」と紀年するに依る。「甲辰」はこの月三日である。臨湍県は河南省鄧県の地である。

広徳二年(七六四)

公四十八歳

「故中岳越禪師塔記」(『文苑英華』八二〇)を撰す。「弟子司封員外郎趙郡李華。泣拳雙林。敬表仁旨。時広徳二年正月六日」と紀年するに依る。

この塔記、碑主を「常超」とし題記の「越禪師」と合わない。どちらかに錯誤があるが、この問題はいまだ解決を見ていない。中岳は嵩山(河南省登封県北)のこと。常超(七〇五―七六三)は嵩山普寂―聖善弘正―常超と次第する北宗系の禅僧である。聖善弘正(弘正を宏正に作る)があるが、資料を『全唐文』または四部叢刊所収『毘陵集』など清刊本に採った結果によるものである)については大暦元年の条に改めて述べる。

「盧郎中齋居記」(『文苑英華』八二七・唐文粹 七四)を撰す。「広徳二年四月五日。趙郡李華記」と紀年するに依る。

「揚州司馬李公墓誌銘」(『文苑英華』九五五)を撰す。「公諱某。字某。趙郡高邑人也。(略)淮南節度故相崔尚書圓。表公為揚州右司馬。將任以州政。方祖道。遘厲而終。享年六十六。広徳二年六月十三日也(略)於江湖奉迎裳帷。於太原婦洛汭。礼罔不備。某年月日。窆於某原。礼也」とあるに依る。ただし遺骸の搬送に時間を要するであろうから、撰文の

時期がいまま少し後になる可能性がある。碑主について『全唐文』三二一は「公諱并。字某」とし、『新唐書』七二上宰相世系表趙郡李氏の房に「并。揚州左司馬」の名が見える。

李峴、この年九月に吏部尚書に遷り江西に領選す。公の「故相国兵部尚書梁国公李峴伝」（『文苑英華』七九二）に「貶蜀州刺史。遷為御史大夫兼江陵尹節度觀察使。入為礼部尚書宗正卿。加黃門侍郎平章事。（略）除太子詹事。又歴御史大夫。礼部尚書。遷吏部尚書。領選江西。改兵部。復命至南陽。詔兼衢州刺史。一州之人。如得父母。永泰二年八月。薨于衢州」とあり、『新唐書』一三二李峴伝に「代宗立。改荆南節度使。知江淮選補使。入為礼部尚書兼宗正卿。（略）罷為太子詹事。遷吏部尚書。復知江淮選。改檢校兵部尚書兼衢州刺史。卒年五十八」とあるに依る。

公の文がいう「江西」と『新唐書』の「江淮」の相違については、嚴耕望が『唐僕尚丞郎表』二吏部尚書李峴の条において『旧唐書』一一代宗本紀広徳二年九月辛酉（二七日）の条に「以太子詹事李峴。為吏部尚書兼御史大夫。知江南東西及福建道選事。并覲（勸）農宣慰使」とあるを是とする旨考証している。すなわち公の文がいうところの「江西」を是とするということである。

公、李峴の幕府に辟召されて従事となり、檢校吏部員外郎を加えらる。独孤文に「故相国梁公峴之領選江南也。表為従事。加檢校吏部郎中」とあり、さらに『新唐書』の公の本伝に「李峴領選江南。表置幕府。擢檢校吏部員外郎」と伝えるに依る。「江南」を「江西」に改めるを是とすること先の嚴耕望の考証に依る。

領選とは貢挙のことを知することである。徐松の『登科記考』一至徳二載の条に「進士二十二人。江淮六人。成都府十六人。江東七人」と記すように、江南文士の間で重きをなした嚴維が江淮選補使侍郎崔渙の下での進士及第であったように、乱後の世情いまだ定まらない時期には地方においても選挙が行なわれていた。ただ公の加官について独孤文は「檢校吏部郎中」とし、『新唐書』本伝は「檢校吏部員外郎」とする。『旧唐書』本伝もまた「累転侍御史・礼部・吏部二員外郎」と伝える。独孤文の「檢校吏部郎中」は、『文苑英華』と『毘陵集』が同じくし、『唐文粹』は「檢校吏部郎中」

に作る。員外郎と郎中とは六品官と五品官の違いがあり、その差は大きい。公自身は後述するように「吏部員外郎李華」と名乗るので本伝に従うこととする。

公、李峴の辟召に応じて江西に向かったと思われる。李峴が江南東西及び福建道の選事を知する治所は『旧唐書』一代宗本紀広徳二年九月辛酉（二七日）の条の先の引用に続いて「仍命洪州刺史李勉副知選事」とあり、江南西道の治所たる洪州（江西省南昌県）にあったと考えられる。

江南西道都団練觀察等使平原公張鎬のための「平原公遺徳頌」（『文苑英華』七七五）を撰す。公の文に「公薨於鎮」とあり、『旧唐書』一一一張鎬伝に「尋正授江南西道都団練觀察等使。広徳二年九月卒」とあるに依る。

「唐丞相太尉房公德銘」（『文苑英華』七八五・『唐文粹』六八）を撰す。「薨殂閩中。国瘁人哀」とある。玄宗朝の大臣房瑄の卒年は『旧唐書』一一一房瑄伝に「在路遇疾。広徳元年八月四日。卒於閩州僧舍。時年六十七。贈太尉」と伝える。公の文は「昔撫宜春。列邦是式。建銘江浜。以慰南国」と結ぶ。宜春は江西省宜春の地であり、房瑄が宜春に出された時期のあったことは本伝が伝えるところである。したがってこの文は公が江西でしたためたということになる。

永泰元年（七六五） 公四十九歳

公、江州に在り。この年正月「衢州刺史廳壁記」（『文苑英華』八〇〇）を撰す。「元年建寅月二十一日。左補闕趙郡李華。於江州附述」と紀年するに依る。文中、蘇州刺史から衢州（浙江省衢県）に転任してきた殷日用の人徳を称賛する。この人の委託を承けたものであろう。「建寅」は夏の暦で正月のことをいう。公が「左補闕」を名乗るのは、正月は李峴の旅程からして恐らくは着任直後であり、公の辞令いまだ届かず、しかして「左補闕趙郡李華」としたものと考えられる。

この文について郁賢皓の『唐刺史考』は衢州の条で「元年建寅月。指宝応元年正月」とするが、恐らくは誤である。この前後は改元頗る多く、乾元（七五八）は二月、上元（七六〇）は四月、宝応（七六二）は四月、広徳（七六三）は七月に

それぞれ改元しており、当然宝応元年正月はない。前後に「元年建寅月」とあらたまっている元年正月があるのは唯一この年だけである。ここに懸けた所以である。

この年初夏、公は早くも江州を離れて衢州へ向かっていたのではないかと思う。先に挙げた「寄趙七侍御。自餘干谿行。經弋陽。至上饒。山川幽麗。思与雲卿同遊。邈不可得。因叙疇年之素。寄懷於篇云」詩（『唐文粹』一五下）はその時の作であるに違いない。餘干谿（江西省餘干県）から弋陽（江西省弋陽県）を経て上饒（江西省上饒県）に至る道程は、江州を発して衢州に向かう方向にある。

一方、江西での選事を終えた李峴は、六月に江陵（湖北省江陵）まで辿り着いたところで、衢州刺史への左遷を言い渡されていた。『旧唐書』一代宗本紀永泰元年六月癸亥の条に「吏部尚書李峴南選迴。至江陵。貶衢州刺史」とあるに依る。

「唐丞相故太保贈太師韓國公苗公墓誌銘并序」（『唐文粹』六八）を撰す。「永泰元年四月戊子。唐旧相故太保韓國公薨」とあるに依る。

「台州乾元国清寺碑」（『文苑英華』八五九）を撰す。「今刺史陳郡殷公日用。忠武傑出。長城江海」とあり、「今刺史陳郡殷公日用」とは時の衢州刺史殷日用を指しているに依る。『唐刺史考』は衢州の条で「台州」は衢州の誤であるとする。この文を撰する頃、公は江西の江州から浙江の衢州に着いていたのではないかと思う。

「杭州刺史廳壁記」（『文苑英華』八〇〇）を撰し、この年杭州刺史として赴任した盧幼平の善政を称賛す。「永泰元年七月二十五日記」と紀年するに依る。岑参に「送盧郎中除杭州赴任」詩（『岑嘉州詩』四）があり、聞一多は『岑嘉州系年考証』で「（幼平）三月出京。四月到杭。詩与記紀正合」と述べている。

「李夫人伝」（『文苑英華』七九六）を撰す。「遺孤檢校吏部員外李華」と記すに依る。趙郡の李夫人が盧善観に嫁し、その女の盧氏が公の府君に帰したことについてはすでに冒頭に述べた。

「著作郎贈秘書少監權君墓表」(『文苑英華』九七〇・『唐文粹』六九)を撰す。

贈秘書少監權君すなわち權擧の墓表である。權擧は「公素与昌黎韓幼深・京兆王鎮卿泊華友善」というように、公がまた尊敬する友人の一人であった。しかしして青年期の韓愈・柳宗元が立身の庇護者として信頼した權徳興(七五九―八一八)の府君である。その權徳興の墓碑「唐故相權公墓碑」(『韓昌黎集』三〇)は韓愈が書いている。古文の集団性をここにも見ることができ、それにしてもこの文は難解である。「大曆元年四月某日。不幸逝於丹徒。因殯焉。享齡四十二」と權擧逝去の日を記すからである。次条にも述べるようにこの年は十一月の改元であるから大曆元年に四月はない。加えて諸本にこの部分の異同はなく、処置に苦しむのである。しかし「自開元天宝以来。高名下位。華方疾。不能備舉。然所憶者。曰。河南元君徳秀。元終十年而南陽張君有略。張没二年而君夭。元之志如其道德。張之行如其經術。君之才如其声望」とある文はこの矛盾に一定の解決案を提示する。元徳秀の没年が天宝十二年(七五三)であることはすでに当該の条で明らかとなっている。したがって元徳秀没後十年目は広徳元年(七六三)に在り、それはまた張有略が亡くなった年であった。さらにその後二年して權擧が没したという。要するに元徳秀没後十二年目に權擧は逝去したのであり、それは恰も永泰元年(七六五)この年に当たる。さらに文は「夫人隴西李氏。仁賢。有一子某。生七年矣。哀礼成人」という。ここにいう「一子某」とは權徳興を指している。權徳興の生年は、上記韓愈の墓碑あるいは『旧唐書』一四八・『新唐書』一六五の本伝などによって、乾元二年(七五九)であること明白であり、数えていう七歳はまさに永泰元年に在る。本墓表をこの年に懸けた所以である。

公の病氣は風痺であったらしい。風痺は手足が痺れる疾病である。独孤文に「明年遇風痺」とあるに依る。明年とは公が李峴の幕府の従事となり検校吏部員外郎を加えられたその明年という意である。しかし公がそれより以前に病んでいたことはすでに述べてきた通りである。

「衢州竜興寺故律師体公碑」(『文苑英華』八六〇)を撰す。「宝応二年六月九日。自升繩床。趺坐而滅。享齡九十二。僧

臘七十一。(略)至広徳元年十二月三日。焚於州西某原。起塔安神。諸仏之遺教也」とあり、すでに広徳元年十二月に茶毘に付されているが、「李中丞丹・前相国李梁公峴。皆為此州。躬往圍繞」とある。上述のごとく李峴が衢州刺史を命ぜられたのはこの年六月にあるに依る。

碑主僧体(六七二―七六三)は法華三昧を修し、左溪玄朗に止観を学んだ天台系の高僧である。

大暦元年(七六六) 公五十歳

この年は十一月に改元。したがって実質は多く永泰二年である。

公、この年延陵(江蘇省鎮江県)に在り。時に楊極の孤子楊元徳十余歳の訪問をうけ、請われるままに小康の間を得て楊極のための「楊騎曹集序」(『文苑英華』七〇一)を撰す。公の文に「永泰二年。余旅疾延陵。故人之孤。更來候余。君孤子年十余。一身奉親。孝敬和敏。有先人風。与余隣居。炊汲相望。候余小間。捧君之集十卷(略)咨余為序」とあるに依る。

公のこの文が、楊極の交遊の範囲を記録しており、それはまた同時的に多くの部分において公の交遊範囲を示すものであることは、先に天宝元年の条で述べた。ここでは楊極と仏教との関係について触れておきたい。文中「求道於弘正禪師。百千人中。独受心要。与清河張茂之・房安禹・鉅鹿魏幼卿・為禪慧之交」とあり、楊極の仏教を中心とした交遊関係を書き止めている。弘正禪師は詳細を明らかにしないが、東京の聖善寺に住したところから聖善ともいわれる。大暦五年(七七〇)から始まった独孤及および天台六祖の荆溪湛然らの禪宗三祖僧璨顯彰運動に関わって重要な人物である。大暦八年(七七三)に書かれた独孤及の「舒州山谷寺覺寂塔隋故鏡智禪師碑并序」(『毘陵集』九)に「(神)秀公(伝普寂。寂公之門徒万人。升堂者六十有三。得自在慧者。一曰宏正(宏正、『文苑英華』八六四・『唐文粹』六三は弘正に作る)。正公之廊廡竜象。又倍焉」と伝え、北宗七祖普寂の弟子第一と目されており、湛然と北宗を繋ぐ重要な役割を持っていたと考えられる。公の「左溪大師碑」にも「至梁魏間。有菩薩僧菩提達磨禪師。伝楞伽法。八世至東京聖善寺弘正禪師。

今北宗是也」とあり、同「故中岳越禪師塔記」にも北宗七祖普寂の嗣法の弟子としてその名が見える。公と弘正との直接的な関係を示すものではないが、江南文士と積家との関わりを窺わせる資料である。

「常州刺史廳壁記」（『文苑英華』八〇〇）を撰す。「永泰二年二月庚戌。賛皇公從子吏部員外郎華述」と紀年するに依る。

文中、常州刺史に赴任した賛皇公すなわち李栖筠の善政を称揚する。その依頼を承けて筆を執ったものである。『唐刺史考』常州の条に依れば、李栖筠が常州刺史であったのは永泰元年（七六五）から大曆三年（七六八）二月までであり、大曆三年二月には蘇州刺史兼御史中丞、浙西団練観察使に転じている。『新唐書』一四六の李栖筠伝によればこの人は李峴翼下にあり、李峴が左遷されるとそれに連座するという間柄であった。権徳輿が李栖筠のための「唐故銀青光祿大夫御史大夫贈司徒賛皇文献公李公文集序」（『權載之文集』三三）を書いている事実、後に書斎には『元和郡県志』四十巻を撰し、政堂には憲宗朝に中書侍郎同中書門下平章事となつて權勢を誇つた李吉甫がその子であった事実もここでは記憶されてよく、そのような李栖筠に対して公は「賛皇公從子吏部員外郎華」と称する。

この年の四月、一族の子李観が吳中（江蘇省呉県）に行くのを送つて「送観往吳中序」（『文苑英華』七二〇）を撰す。文末に「永泰二年四月庚寅。叔父華序」と紀年するに依る。文中一族の由来を述べ、家伝の欠けるところを吳中で蒐集することを期待し、「吾病矣老矣。是行也。慰我祇命聿修之心」とある。吳中は蘇州の治所で、乱後江南の一大中心城市であった。李観の吳中行には立身を計る意図があつたと思われる。

さて、ここで一つの問題が生ずる。『新唐書』本伝は「宗子翰。從子観。皆有名」としてそれぞれに付伝を立て「観字元資。貞元中。擧進士・宏辭連中。授太子校書郎。卒。年二十九」と伝え、以下に韓愈との交遊と比較を展開する。この李観、字は元資について韓愈の「李元資墓銘」（『韓昌黎集』二四）に「李観字元資。其先隴西人。始来自江之東。年二十四。擧進士。三年登上第。又擧博学宏詞。得太子校書。一年。年二十九。客死于京師」とある。この李観は貞元八年（七



九二)韓愈と同時の進士及第で、韓文から得られる李観の生年は大暦元年(七六六)、卒年は貞元十年(七九四)ということになる。これを要するに、『新唐書』が付伝する李観と韓愈が墓誌銘を書いた李観とは同一の人物であるが、それが李華の従子であるとは考えにくい。第一に韓愈が知る李観はその先は趙郡の人ではなく隴西の人であるという。次にその李観はこの年すなわち大暦元年の生まれである。これに反して李華に送られて呉中に赴いた李観はこの時すでに一定の年令に達しており、公自身も「叔父華」と称しているのであるから、これはまさに公の従子というべき人物である。以上をもってすれば、二人の李観はおそらくは同姓同名の別人であり、『新唐書』の理解に問題があるとしなければならぬ。

この年八月、公最大の庇護者李峴が衢州に卒す。公の「故相国兵部尚書梁国公李峴伝」に「永泰二年八月。薨於衢州。(略)公享年五十五」(『新唐書』李峴伝は卒年五十八)とあるに依る。

「潤州丹陽県復練塘頌并序」(『文苑英華』七七九・『唐文粹』二二)を撰す。同文の序に「永泰元年(略)是歲十一月二十三日。拜常州刺史京兆韋公損為潤州」とある。文は韋損が赴任早々に堤防工事に取りかかり、万民に裨益するところ多くあったことを讃えるものである。土木工事が一月余りの永泰中に完成したとは考えにくい。この年に懸けた所以である。「潤州天郷寺故大德雲禪師碑」(『文苑英華』八六一)を撰す。「永泰二年某月日。涅槃於潤州丹徒天郷寺。(略)刺史韋公損。奉善逝甚深之旨。行菩薩广大之慈」とあるに依る。

碑主は法雲(？)七六六)である。大照和尚すなわち嵩山普寂に法を承け、「由是江表禪教。有大照之宗焉」といわしめるほどに北宗を江南に広めた人物である。

大暦二年(七六七) 公五十一歳

「杭州開元寺新塔碑」(『文苑英華』八六〇)を撰す。「広徳三年三月。西塔壞。凶荒之後。人願莫展。太常卿兼杭州刺史張公伯儀。忠簡帝心。威靜吳越。駐車跪礼。徘徊感嘆。乃捨清白之俸。為君為親。修而復之。(略)三年畢事」とあるに

依る。

この文にいう「広徳三年」はない。恐らくは「二年」の誤である。広徳二年（七六四）から数えてこの年は三年目にあたる。ちなみに『旧唐書』代宗本紀大曆二年七月丙寅の条に「以杭州刺史張伯儀。為安南都護」とあり、張伯儀は七月に杭州を離れている。

「故相国兵部尚書梁国公李峴伝」（前出）を撰す。同文に「永泰二年八月。薨於衢州。（略）以大曆二年某月日。窆於某原。礼也」とあるに依る。

文中「公年二十。学道於大智禪師。志深行苦。禪師謂曰。汝当為国家陳力。縁不在此也」とある。大智禪師は京兆慈恩寺義福の諡号で、『宋高僧伝』九の義福伝に見える。義福は北宗七祖普寂とともに六祖神秀に学んだ人であり、北宗と公を中心とした関係を考えるうえで重要な記載である。

「潤州鶴林寺徑山大師碑銘」（『文苑英華』八六二・『唐文粹』六四）を撰す。「門人法鏡。吳中上首是也。門人法欽。徑山長老是也」とあり、李吉甫の「杭州徑山寺大覚禪師碑銘并序」（『文苑英華』八六五）に「大曆初。代宗睿武皇帝。高其名而徵之。（略）（法欽）尋求帰山。詔允其請。因賜策曰国一大師。仍以所居。為徑山寺焉」とあるに依る。すなわち碑主は牛頭宗の鶴林玄素（六六八―七五二）であるが、その嗣法の門人に徑山法欽（七一一―七九二）がある。法欽が「徑山長老」といわれるようになるのは、李吉甫の碑文からして大曆二年以降ということになる。ここに排した所以である。

なお、独孤文は公が李峴の幕府の従事になったという先の記載に続いて「明年遇風痺。徙家于楚州山陽県」と伝える。公が風痺を患ったことはすでに述べてきた通りであるが、「楊騎曹集序」に見たように公が寓居を構えたのは延陵（江蘇省鎮江県）であった。楚州山陽県（江蘇省淮安県）は公の終焉の地ではなかったかと思う。

大曆三年（七六八） 公五十二歳

公、蕭穎士の一子蕭存に委託され「揚州功曹蕭穎士文集序」（前出）を撰す。同序に「君有一子。曰存。為蘇州常熟県

主簿。雅有父風。知名於代。以華平生最深。見託為叙。力疾直書」とあるに依る。

符載の「尚書比部郎中蕭存府君墓誌銘」（『文苑英華』九四一作元載撰）に「李大夫栖筠。領浙西。掇華刈楚。遂奏授蘇州常熟主簿。顏太師真卿。典吳興。纂文編韻。延納以修術〇（一字欠）之任」とあり、『新唐書』蕭穎士伝に付された蕭存伝も「浙西觀察使李栖筠。表常熟主簿。顏真卿在湖州。与存及陸鴻漸等。討據古今韻字所原。作書數百篇」と伝える。『唐刺史考』に依れば李栖筠が蘇州刺史にして浙西觀察使の任にあったのは大曆三年（七六八）二月から大曆六年八月までである。また顏真卿が大曆七年（七七二）に湖州刺史に任命され、翌八年に着任すると多くの文士を集めて『韻海鏡源』三百六十巻の編纂事業に執りかかったことはよく知られているが、顏真卿がそれら文士を列名する「湖州烏程縣村山妙喜寺碑」（『顏魯公文集』四）には「常熟主簿蕭存」の名がある。したがって李栖筠が蘇州を離任した後も蕭存は蘇州常熟県主簿であったことになるが、蕭存が蕭穎士の一子にして文名あるとすれば、李栖筠は着任早々に幕下に招聘したものと考えられ、蕭存は蘇州に場所を与えられるとまず第一に公に合い、府君の文集序を依頼したものと考えられる。この年に懸けた所以である。なお余談ながら、『新唐書』が蕭穎士の享年を五十二歳とした年はこの年に当たるとある。あるいは公の「揚州功曹蕭穎士文集序」を理解するその仕方と関係があるかもしれない。また、符載の「尚書比部郎中蕭存府君墓誌銘」に蕭存の交遊関係を述べて「大曆初。与昌黎韓愈・天水趙贊・博陵崔造。素友善齊名」とあるが、大曆初めには韓愈はまだ生まれておらず、ここには錯誤がある。ちなみに『文苑英華』はこれを元載の作とするが、元載では全く時代が合わない。むしろ『新唐書』の蕭存伝が「韓愈少為存知。自袁州還。過存廬山故居。而諸子前死。唯一女在。為経贍其家」と伝えるのがよい。もって古文家集団の一面面を知るべきである。

「淮南節度使尚書左僕射崔公頌德碑銘并序」（『文苑英華』八六九・『唐文粹』五四）を撰す。「秘書省少監兼廬州刺史長樂賈深。有文有武。忠於王室。推心馭下」とあり、賈深が撰文を依頼したもののごとくであるが、この人が廬州（安徽省合肥）刺史であったのはこの年であった。『唐刺史考』廬州の条に依る。

碑主崔圓は玄宗・肅宗・代宗の三朝に仕えた大臣である。碑文はこの大臣が存命中に書かれた。崔圓の卒年ついて『旧唐書』一〇八の崔圓伝に「大曆三年六月薨。年六十四」とあり、『新唐書』一四〇は「大曆中卒。年六十四」とする。次の大曆四年の条に示す公の「太子少師崔公墓誌銘」は崔圓の府君崔景〇の墓誌銘であるが、崔圓の要請を承けて公がこれを書いたときこの大臣は存命中であった。『新唐書』はその矛盾を正して「大曆中卒」と改めたのであろう。なお、文中「公少負文学重名。具兼宏略」とあつて青年期の崔圓が文学をもつて有名であつたことが知られるが、「華嘗忝公遊。咨以為頌」ともあり、文人交流の迹が偲ばれる。

「送何萇序」(『文苑英華』七二〇)を撰す。「意者賢大夫賈廬州。待余異等。談余過実。是以致」とあり、賈廬州すなわち賈深が廬州刺史であつたのは前述のようにこの年であつたに依る。

この文は若い何萇が賈深の紹介によつて公を訪ね、公はこれを淮南節度使尚書左僕射崔圓に關係を繋いだものである。「元老趙公。華忝疇昔之歆。夫貴与尊。議功論德。不究其涯。秀才将奉郡之命。宣方面之烈。我思古人。実獲我心」と述べる。元老趙公とは趙国公崔圓のことをいう。官界で身を立てようとする青年文士の人脈構築の実態が窺える。

大曆四年(七六九)

公五十三歳

「太子少師崔公墓誌銘」(『文苑英華』九四〇)を撰す。「少師諱景睦。字某。清河東武城人也。(略)夫人滎陽鄭氏(略)大曆四年。龜筮從吉。嗣子圓。尚書右僕射趙国公。哀奉先少師夫人之裳帷。合祔於河南北邙山某原。礼也」とあるに依る。

大曆五年(七七〇)

公五十四歳

根拠のあることではないが、この頃、公は独孤及がいうように楚州山陽県(江蘇省淮安県)に転居していたのではないかと思う。楚州山陽県へは延陵すなわち潤州(江蘇省鎮江県)から揚州(江蘇省江都)に渡り、運河を北上して達する。そして大曆七年の条で示す「寿州刺史壁記」の寿州(安徽省寿県)とは淮水を利用して繋がる位置にある。ともあれ楚州山

陽県での生活を独孤文は「明年遇風痺。徙家于楚州山陽県。疾痛貧甚。課子弟力農圃。贍衣食。雅好修無生法。以冥寂思慮。視爵祿。形骸与遺土同」と伝える。

大曆六年(七七二) 公五十五歳

大曆七年(七七二) 公五十六歳

「寿州刺史壁記」(『文苑英華』八〇一)を撰す。

この年の作とする確証はない。文は独孤問俗・張緯之と歴代寿州刺史を列名し、韋延安が張緯之に代わって任に就いたことを記して終っている。『唐刺史考』寿州の条の考証によれば、韋延安がこの州の刺史であったのは大約大曆七、八年頃のことであったとする。これに従ったものである。

大曆八年(七七三) 公五十七歳

「揚州竜興寺経律院和尚碑」(『文苑英華』八六二)を撰す。『宋高僧伝』一四「唐揚州竜興寺法慎伝」に「(明)幽公。自幼及衰。恒所親侍。後請吏部員外郎趙郡李華。為碑紀述。大曆八年癸丑十二月也」とあるに依る。

この碑文、碑主を懐仁、没年を天宝十年(七五二)とし、諸本に異同はない。しかし懐仁は他の文献に徴するところがなく、かえって賛寧はこの文に依りながら上記法慎伝を立て、『宋高僧伝』では他にも法慎の名が見える。本伝という法慎の卒年は天宝七年(七四八)である。この懐仁か法慎かという問題は長く学者を悩ませてきたが、わが国円仁の『入唐新求聖経目録』(『大正新脩大藏経』五五)の中に「唐揚州竜興寺翻経院故慎律和上碑銘并序一卷李花撰」が記録されていることによって法慎碑であることが明らかになった。Silvio Via LIHUA 李華 AND BUDDHISM(TALIAN SCHOOL OF EAST ASIAN STUDIES ESSAYS: VOLUME 1 TANG CHINA AND BEYOND)に依る。「懐仁」は後世何者かによる改竄であろう。

法慎(六六六―七四八)は「禅律二門。如左右翼」というようにやはり禅律兼修の高僧で、当時の江南仏教の特徴をよく

現わしている。上首の門人に相部律の宗匠曇一（六九二―七七二）・詩僧の先河靈一（七二七―七六二）・公に碑文のある法雲（？―七六六）・揚州崇福寺明幽などがあり、碑文は明幽の要請を承けたものである。

公が生涯に撰文し、しかも今日に残る釈教碑は総て十一首、そのうち年記を有するものは少なく、制作年次に正確を期することは困難である。ともあれ一応各年に排してきたが、「荊州南泉大雲寺故蘭若和尚碑」（『文苑英華』八六〇）一首が残った。碑主は恵真（六七三―七五一）、昔智者大師。受法於衡岳祖師。至和尚六葉」とあるように、天台の一系統を承けるひとであるが、浄土教にも関連して重要な位置を占める人物である。制作年次不明のままここに題名のみを挙げしておく。

「与外孫崔氏二孩書」（『唐文粹』九〇）を撰し、崔氏に嫁した女の二子を戒める。公の文に「八月十五日。翁告崔氏之子兩孩省。吾出身入仕。行四十年。晚有汝母。已養汝二人矣（略）汝等当学読詩礼論語孝経。此最為要也」とあるに依る。

「出身入仕」は進士及第をいうに違いない。以来この年は三十九年目にあたる。「四十年」は大数と理解すべきで、次に述べるように公に大暦九年八月十五日はない。この年に懸ける所以である。この文は公の絶筆ともいうべきもので、朝夕に年長に仕えた自らの厳しい少年時代を回顧し、日出でて高眠し、起きては争うて遊びに興ずる今時の童児を戒め、『詩』・『礼』・『論語』・『孝経』を学ぶことが最も肝要と教える「翁」の姿がよく表われている。

大暦九年（七七四）

公五十八歳

三月、独孤及が常州（江蘇省武進県）刺史として着任す。神田喜一郎「梁肅年譜」に依る。

公、この年五月、卒す。梁肅（七五三―七九三）、独孤及に代わって「為常州独孤使君祭李員外」（『文苑英華』九八二・『唐文粹』三三三下）を撰す。「梁肅年譜」に依る。

公の終焉の地は楚州山陽県の寓居であった。「中集序」を制した独孤及は文末に「及常游公之藩也久」と述べている。

「公之藩」とは公が居住していた地という意味であり、それは梁肅の「朝散大夫使持節常州諸軍事守常州刺史賜紫金魚袋独孤公行状」（『文苑英華』九七二）に「及函落寇擾。公違難于江南。上元初。授左金吾兵曹。掌都統江淮節度書記」と記し、『新唐書』一六二独孤及伝が「辟江淮都統李暉府。掌書記」と伝えるように、上元中に独孤及が江淮の地に勤務した経験を指しているのである。

李華の文集は『新唐書』六〇芸文志四に「李華前集十卷」・「中集二十卷」を記録するが、今は伝わらない。まとまったものとしては、『四庫全書』集部二に『李遐叔文集』四巻を収める。しかしその「提要」自らが「則南宋時。原本已亡。此本不知何人所編。蓋取唐文粹・文苑英華。諸書所載」というように、『四庫全書』が依った底本が『唐文粹』や『文苑英華』その他の書から採取して一書としたものにはかならない。中にその巻三に収める「厨院新池記」などは、『文苑英華』八二八に収載する李華の「賀遂員外藥園小山池記」に隣接する李玄卿の作を誤入したもので、この一事をもってしても善本とはいえない。

今に残る李華の詩文を平岡武夫編『唐代研究のしおり』に閲してみると、散文は八十五篇凡て九十六首、詩篇は序文とも二十九首である。これらは総て『全唐文』及び『全唐詩』が収録しており、『唐代研究のしおり』はそれらの出拠を明示する。李白の墓誌もまたその中にある。

『新唐書』芸文志がいう「李華前集十卷」・「中集二十卷」について、独孤及の「中集序」は「素所著者。多散落人間。自志学至校書郎。已前八卷。并常山公主誌文・寶將軍神道碑・崔河南生祠碑・礼部李侍郎碑・安定三孝論・哀旧遊詩・韓幼深避乱詩序・祭王端員外・沈起居興宗・裴員外騰文・別元且詩・楊騎曹集序・并王常山碑。並因乱失之。名存而篇亡。自監察御史已後。迄至于今。所著述者。公長男羔字宗叙。編而集之。断自監察御史已前十卷。号為前集。其後二十卷。頌・賦・詩・碑・表・叙・論・誌・記・讚・祭文。凡一百四十四篇為中集。其中陳王業則無疆頌。議世道則原卜論・

質文論。主文而譎諫。則言鑿・含元殿賦。敦礼教則哀節婦賦・靈武二孝讚・与外孫女二孩書。表賢達盛德。則元魯山碣・房太尉頌德銘・崔賓客集序・平原張公頌・梁国李公伝・德先生誄・樞著作墓表・李夫人伝・盧夫人頌。一死一生之間。杼其交情。則祭蕭功曹・劉評事・張博士文。吟詠情性。達於事變。則詠古詩。弁卿大夫族姓。則盧監察神道碑。思旧則三賢論。自叙則別相里造范倫序。詮仏教心要。而会其異同。則南泉真禪師・左溪朗禪師碑」と記している。すなわち李華の秘書省校書郎以前の作は大乱を経る中ですでに無く、監察御史以前の作を李華の長子李羔字は宗叙が編して「前集」となし、その後の一百四十四篇をもって「中集」となして李羔が序文を請うたというのである。それにしてもなぜにかかる長文をここに引用したかという点、独孤及が「中集」の序を制して短評を加えた諸々の作品の大半が、本集が亡失する中でこんにちにちに残っている事実注目からである。文章が後世に残る一つの仕組みを窺い見ることができて興味深い。

なお独孤及の「中集序」は『文苑英華』と『唐文粹』との間に異同が少ないのに対して、両本と『毘陵集』との間には大きな差異がある。特に文末に至ってその傾向は顕著に現われる。前二本が「然遐叔身甚病而心甚壯。文益瞻而才不竭。則前路逸気。詎可度矣。他日繼於此而作者。當為後集。及常游公之藩也久。故録其述作之所以然著于篇」と結ぶのに対して、本集は「公之病也。嘗以斯文見託。詒某書曰。桓譚論揚雄。當有身後名。華亦謂足下一桓譚也。及於公之才。宜播其述作之美。明於後人。故拜命之辱而不讓。今乃著其文徳。為之冠於篇首」と結語する。独孤及は委託されて序文を制すると李華に直接見せて批評を受け、この一文によって後世に名を残すであろうと称賛されたのである。本集文末に見るこの話は逸話に類する事柄であって、独孤及の文としては取ることはできぬ。

『全唐文補遺』第一輯に「李華」の作として「前汝州司馬李華亡妻太原郭夫人墓誌銘并序」が採録されている。文によれば夫人は宝応二年（七六三）六月二十一日、享年三十六歳で常州の客舎に卒し、大曆四年七月三十日に洛陽の北原に埋葬されたという。この墓誌銘はその拓本の影印が『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第二十七冊に収められてい



る。時代的には適合するが、ここにいう「李華」は「前汝州司馬隴西の李華」であって、同姓同名の別人である。関連して『石刻拓本匯編』同冊に大暦十三年に埋葬された郭霸撰「故汝州司馬（隴西）李府君墓誌銘并序」があるが、これが別人「李華」の墓誌銘であることというまでもない。また同『石刻拓本匯編』第二十六冊に天宝九年十二月十七日に葬られた竇公衡撰「李華墓誌」の拓本影印がある。判読困難ながらここにいう「李華」は渤海の人であり、もとよりまたの別人である。